

# 相互接続の推進

## ネットワークのオープン化

当社は、電気通信分野への競争原理導入期からの相互接続の概念を発展させ、各電気通信事業者にネットワークを自在に活用いただき、自由な発想によって多様なサービス展開を可能とするネットワークのオープン化についての基本的な考え方を1995年に公表し、電気通信市場の発展に向けて公正有効競争条件を確保するため、オープン化推進に着実に取り組んできました。

このネットワークのオープン化により、他の電気通信事業者のネットワークとの間での様々な相互接続形態を実現してきました。これらの実現により、他の電気通信事業者は、NTTネットワークとの最適な接続箇所での相互接続が可能となり、電気通信市場における競争の活性化が図られています。

このように、電気通信事業者相互間の協調関係のもとネットワークのオープン化を推進し、事業者間の相互接続が円滑に行われることで、それぞれのネットワークの総合的な価値が高まり、お客様の利便性が向上するものと考えています。

## 相互接続に対する基本的な考え方

当社では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化につながるものと考えており、他事業者からの「すべての接続要望にお応えする」ことを原則として取り組んでいます。

また他事業者が利用しやすく、信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

### ◎すべての接続要望にお応えします。

- 接続にあたっては、接続約款に規定した費用をお支払いいただきます。
- 当社が接続をお断りするのは接続約款(第22条第1項)に規定した以下の4つの場合です。
  - ①当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合。
  - ②その接続が当社の利益を不当に害するおそれがある場合。
  - ③接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠っている場合、又は怠るおそれがある場合。
  - ④接続のための設備の設置又は改修が技術的に又は経済的に著しく困難な場合。

### ◎相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし、同一条件を確保します。

## 「接続の基本的ルール」の法制化

現在の相互接続に関するルールについては、「接続の基本的ルール」の法制化(1997年11月施行)及びその後の「接続の基本的ルールの見直し」の法制化(2001年11月施行)等に基づき形成されてきたものです。

- 電気通信事業者の相互接続義務
- 接続条件の約款化(料金表含む)
- 接続約款案の公表と意見招請\*
- 接続約款の公表義務
- 接続約款に基づいて相互接続協定を締結
- 接続会計規則の制定\*
- 接続会計報告書の作成・公表
- 接続料規則の制定\*
- 接続料規則に則った接続料金の算定
- 網機能提供計画の届出及び公開

(注1) 下線は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に関して適用される特別なルール  
(注2) \* 総務省実施

### (注) 第一種指定電気通信設備の範囲

当社の設置する電気通信設備の一部は、総務大臣より「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」として指定されています。主な第一種指定電気通信設備の範囲は下図のようになります。(平成13年総務省告示第243号により規定)

